

教員採用取消訴訟に係る求償について

令和2年8月28日

1 求償権の行使の可否

(1) 中学校教諭の事件

国家賠償法上の違法事由が「違法な採用取消処分」と判示され、「県教委は、具体的な調査・検討をすることなく本件取消処分をしたものであるから、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と本件取消処分をした」とされたもので、本件違法な採用取消処分に関わった者の故意・重過失はないため、求償しない。

(2) 小学校教諭の事件

国家賠償法上の違法事由が「違法な採用処分」（平成19年度当時の元教育審議監や元義務教育課参事らによる点数改ざん行為に基づく採用）と判示され、本件違法な採用処分に関わった者の故意・重過失によるものであり、求償する。

2 求償額の算定

小学校教諭の事件について、損害賠償金400万円と遅延損害金61万3150円の合計461万3150円を求償額とする。

3 求償の対象者及び求償額

求償権に係る住民訴訟の最高裁判決により、複数の公務員が共同して故意によって違法に他人に加えた損害については、当該公務員らが連帯して債務を負うものとされたことから、平成19年度当時に「違法な採用処分」に関わった元教育審議監・元義務教育課副主幹に対し、連帯して461万3150円の支払を求める。

※ 元義務教育課参事は死亡しており、相続人が相続放棄している。